

令和3年度 羽田空港離着陸機に係る航空機騒音の測定結果  
(年間  $L_{den}$ )

品川区上空を通過する羽田空港離着陸機に関して、品川区が実施した航空機騒音常時測定の結果は以下のとおり。

○測定地点

区内2か所の航空機騒音固定測定局にて実施

- ・立会小学校 (〒140-0011 品川区東大井4丁目15番9号)
- ・台場小学校 (〒140-0002 品川区東品川1丁目8番30号)

○測定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

○測定結果

品川区が実施した区内2地点での固定調査の年間  $L_{den}$  の値は、下表のとおり。いずれの固定測定局でも環境基本法に基づく環境基準に適合。

測定地点	地域の類型 基準値	$L_{den}$ [dB]	基準適合状況
立会小学校	I 57	47	○
台場小学校	II 62	47	○

- ※1 年間  $L_{den}$  は、当該測定地点において1日ごとの  $L_{den}$  を算出し、全測定日についてパワー平均し算出した値である。
- ※2 環境基準 ( $L_{den}$ ) の基準値はI類型 (住居系地域) が  $L_{den}$  57dB (デシベル) 以下、II類型 (その他の地域) が  $L_{den}$  62dB 以下である。
- ※3 基準適合状況は、○が基準適合、×が基準超過を示している。

## 航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域の 類型	類型を当てはめる地域	基準値
I	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 及び田園住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB 以下
II	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた、 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	62dB 以下

### 年間 $L_{den}$ の算出方法

次式に従って、1日毎の $L_{den}$ を算出し、全測定日の $L_{den}$ をパワー平均して算出した。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left[ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right]$$

$L_{AE,di}$ : 昼間(07:00~19:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベル(dB)

$L_{AE,ej}$ : 夕方(19:00~22:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベル(dB)

$L_{AE,nk}$ : 夜間(00:00~07:00、22:00~24:00)の時間帯に発生した単発騒音暴露レベル(dB)

$T_0$ : 基準の時間(1秒)

$T$ : 観測一日の時間(86400秒)